

2024年12月

新年度（令和7年度）保険料の改定について

平素より当健保組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度の保険料について、健康保険料率の変更ならびに任意継続被保険者の標準報酬月額上限額改定を行いますのでお知らせいたします。

1. 健康保険料率の変更

9.6%→9.8%

- ① 既に広報誌（けんぼニュース）にてお知らせのとおり、令和6年8月に開催の組合会において、健康保険料率の引き上げが決定いたしました。
- ② 介護保険料率に変更はございません。
- ③ 保険給付の制度は、これまでどおりの水準で行います。

2. 任意継続被保険者の標準報酬月額上限改定

410千円→440千円

- ① 任意継続被保険者の保険料は、健康保険法第47条に基づき「資格喪失時の標準報酬月額」または「前年の9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額」のいずれか低い額をもって決定しております。
- ② 上限の変更については、既に任意継続被保険者である方にも適用され、被保険者資格喪失時（会社を退職された時）の標準報酬月額が440千円以上であった方は、令和7年4月保険料より440千円に改定されます。

以上